



第10回協議会を11月18日に五泉市総合会館で開催し、組織機構などについて報告が行われました。

五泉市・村松町

合併協議会だより

発行…五泉市・村松町合併協議会

第10号

主な協議内容

○報告第7号

組織機構について

昨年11月24日に開催された第5回協議会において、承認された調整方針により決定した組織機構を報告しました。

特徴として、本庁は6万都市にふさわしい「存在感のあるまちづくり」を推進できる組織機構とし、支所は新市発足に当たり、住民の不安やサービスの低下を招かないよう機能を充実させた組織機構としました。

○報告第8号

町名、字名の変更について

第5回協議会において、承認された調整方針「住民要望等により、一部地域に旧市町名を付す等、または他の例外措置等を含む。」により変更となる住所を報告しました。

なお、現行の住所を含め、新市の住所を2・3ページに掲載しました。

○報告第9号

行財政調整方針案の変更について

行財政調整方針案について、未調整、追加を含めた28項目について、報告しました。

(詳細は、4ページの表1参照)



新市における住所変更について

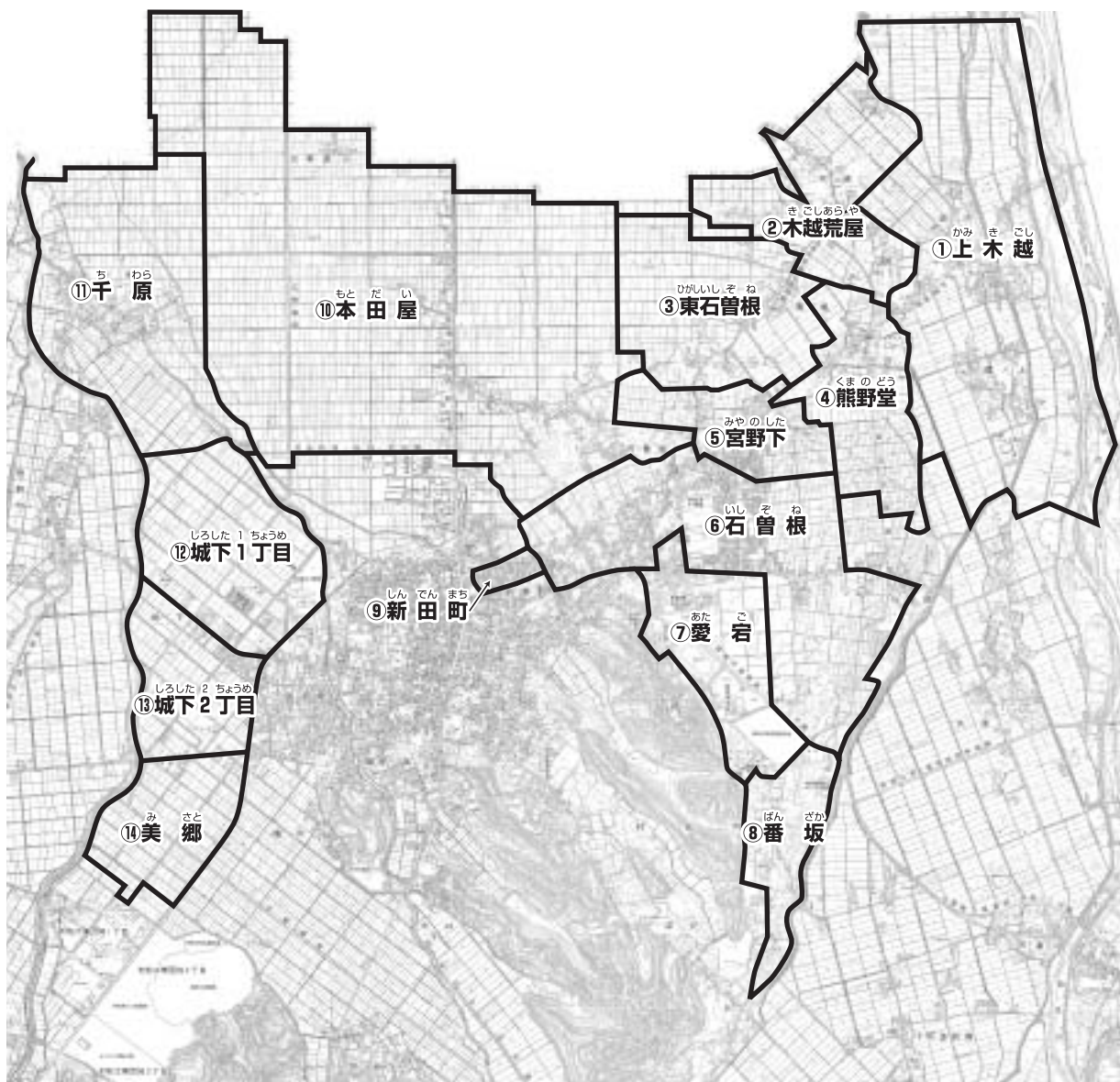
五 泉 市	現 在 の 住 所 平成17年12月31日まで	新 し い 住 所 平成18年1月1日から
大字の付かない住所	[例] 五泉市本町〇丁目〇番〇号	変更なし
大字の付く住所	[変更前の例] 五泉市大字太田〇〇〇番地	◎「大字」がなくなります。 [変更後の例] 五泉市太田〇〇〇番地

村 松 町	現 在 の 住 所 平成17年12月31日まで	新 し い 住 所 平成18年1月1日から
地名が変更となる地域 (3ページの地図参照) 地番ごとの新しい住所は、 村松町ホームページでご覧 になれます。 アドレス http://www.town.muramatsu.niigata.jp	村松町甲〇〇〇番地	五泉市村松甲〇〇〇番地 五泉市城下1丁目甲〇〇〇番地 五泉市城下2丁目甲〇〇〇番地 五泉市愛宕甲〇〇〇番地 五泉市番坂甲〇〇〇番地
	村松町乙〇〇〇番地	五泉市村松乙〇〇〇番地 五泉市城下2丁目乙〇〇〇番地
	村松町丙〇〇〇番地	五泉市村松丙〇〇〇番地 五泉市愛宕丙〇〇〇番地 五泉市番坂丙〇〇〇番地
	村松町〇〇〇番地	五泉市村松〇〇〇番地 五泉市城下1丁目〇〇〇番地 五泉市城下2丁目〇〇〇番地 五泉市美郷〇〇〇番地
	村松町大字木越〇〇〇番地	五泉市上木越〇〇〇番地 五泉市木越荒屋〇〇〇番地
	村松町大字石曾根〇〇〇番地	五泉市東石曾根〇〇〇番地 五泉市熊野堂〇〇〇番地 五泉市宮野下〇〇〇番地 五泉市石曾根〇〇〇番地 五泉市新田町〇〇〇番地 五泉市本田屋〇〇〇番地 五泉市千原〇〇〇番地 五泉市愛宕〇〇〇番地 五泉市番坂〇〇〇番地 五泉市村松〇〇〇番地
	村松町大字千原〇〇〇番地	五泉市千原〇〇〇番地
	村松町大字別所〇〇〇番地	五泉市別所〇〇〇番地 五泉市美郷〇〇〇番地
その他の地域	[変更前の例] 村松町大字高松〇〇〇番地 村松町大字安出〇〇〇番地 村松町大字矢津〇〇〇番地	◎「大字」がなくなります。 [変更後の例] 五泉市高松〇〇〇番地 五泉市安出〇〇〇番地 五泉市矢津〇〇〇番地

* 村松町大字別所から五泉市美郷に変更となる字谷地の地域は、重複地番がでてくるため、すべて2000番代の地番に変更となります。

村松町における合併後の新しい住所

(変更の箇所)



住所表示変更に伴う手続

皆さんから行ってもらう手続は、特別なものを除き必要ありません。主なものについて、お知らせします。

項目	住所変更の手続きについて	問い合わせ先
自動車運転免許証	次回の更新前に変更を希望する場合や、証明関係などで変更が必要な場合は、地区の交通安全協会や運転免許センターで手続をしてください。この場合の手数料は、無料です。	新潟県運転免許センター TEL025-256-1212(聖籠町) 五泉地区交通安全協会 TEL 4 3 - 7 3 3 8
土地・法人登記などの登記簿	会社等の法人の本店、代表者の住所並びに不動産の所在の新市名への変更は、法務局で行います。なお、不動産の所有者の住所を新市名にしたい方は、市が発行する合併証明書を添付することにより、登録免許税を無料で登記できます。	新潟地方法務局新津支局 TEL 2 2 - 0 5 0 1
食品表示関係	食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(J A S 法)による製造者の表示は、合併日以降に製造されるものは、新市の住所で表示する必要がありますが、 当分の間、合併前の住所又は所在地の記載が認められます。	(食品衛生法関係) 新潟県福祉保健部生活衛生課 TEL025-280-5205 (JAS法関係) 新潟県農林水産部食品・流通課 TEL025-280-5743

表1 今回報告された行財政調整方針（主なもの）

項 目	現 況		調 整 方 針
	五 泉 市	村 松 町	
生活保護世帯・ひとり親世帯温泉割引券交付(追加)	な し	生活保護世帯・ひとり親世帯に対して年間3枚の温泉割引券を交付し、福祉の増進を図る。 対象施設 さくらんど温泉	希望者に年間3枚を限度に割引券を交付する。ただし、ひとり親世帯は、父子家庭を含め、所得制限による停止世帯は除く。 また、対象施設に馬下保養センターを加える。
老人福祉センター無料入浴券交付	な し	入浴施設がない一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に無料入浴券(1人月4枚)を交付する。	五泉市の老人・ひとり親世帯無料入浴事業に統合する。 内 容 月10枚の無料入浴券を交付 対象施設 公衆浴場、村松老人福祉センター
福祉バス運行事業	公共交通機関のない地域での高齢者の外出支援として、月・水・金に各1コースを運行	な し	現行のとおりとする。 ただし、村松町での運行については、検討委員会を設置して調整する。
転 作 事 業	① 水田農業推進協議会 ② 割当面積 10a以上の農家に一律調整配分 ③ 水田農業構造改革対策事業補助金	① 水田農業確立推進協議会 ② 割当面積 20a以上の農家に一律調整配分 ③ 生産調整補助金	現行のとおりとし、19年度から統合する。 現行のとおりとし、19年度から統一する。 現行のとおりとし、18年度から五泉市の制度を適用する。
マイホーム等建設支援事業	五泉市マイホーム等建設支援事業 ① 補給対象者 市内の建築業者に発注して建設し、前年の所得金額が800万円以下の人。 ② 内容 期 間 3年間 補給率 0.5％ 限度額 10万円	村松町マイホーム建設支援制度 ① 助成対象者 町内の建築業者に発注して建設し、前年の所得金額が700万円以下の人。 ② 内容 期 間 3年間 補給率 2％ 限度額 30万円、40万円(U・ターン)	五泉市マイホーム等建設支援事業
			支援対象 ①市内の建築業者に発注して建設、もしくは購入したもので、増改築を含む ②前年の所得金額が800万円以下 ③その他 内容 住宅建設に係る工事費×0.75％(限度額15万円)の支援費の支給
社会体育施設(使用料)	① 市民プール 個人 無料 団体 3,000円(1時間) ② 東公園内テニスコート 無料 ③ 総合会館	① 町営プール 一 般 230円 高校生 130円 ② 町営テニスコート 練習 1人2時間以内 130円 大会 8時～12時 1,700円 12時～17時 2,600円 ③ さくらんど会館 町民体育館 武道館 戸倉コミュニティ会館 五箇スポーツ会館	五泉市の料金に合わせる。 五泉市の料金に合わせる。 五泉市の施設は、現行のとおり 村松町の施設は、使用料単位を1時間(全日を除く)とする。

*生活保護世帯・ひとり親世帯温泉割引券交付(追加)は、任意合併協議会時には協議されていない項目です。

〒959-1692 五泉市大字太田1094-1

五泉市・村松町合併協議会事務局
(五泉市役所 3階)

TEL 43-3911 内線302・304

FAX 42-5151

メールアドレス gm-gappei@herb.ocn.ne.jp

ホームページアドレス

<http://www15.ocn.ne.jp/~gmgappei/>

合併協議会廃止のお知らせ

新市建設計画の作成やその他合併に関する協議が整い、その任務が終了するため、両市町の12月議会では合併協議会の廃止の議決をいただく予定です。それにより、12月31日をもって合併協議会は廃止となります。

両市町民のご理解のもと、合併できることを事務局として、感謝申し上げます。